

答申第247号（諮問第260号）

「消費生活課職員が、職権濫用罪・怠業罪・詐欺の幫助・行政不服審査法違反52条違反・県知事名で自らが下した決定に従わない・内規違反・判例違反等の不祥事を起こしてもよい・又は起こさなくてはならない、という内容」外6件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、それぞれ別表（あ）欄に記載の年月日付で、別表（い）欄に記載の内容又は件名の7件の公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由をそれぞれ次のとおり付して、請求人に通知した。

（別表項番1、5及び6に係る公文書が不存在の理由）

開示を請求された公文書の内容に関する公文書は保有していないため。

（別表項番2ないし4及び7に係る公文書が不存在の理由）

当該請求に係る文書は、当該実施機関では保有及び作成していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として、別表（え）欄に記載の年月日に、審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表各項番に係る弁明書を別表（お）欄に記載の年月日に、請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、別表各項番に係る口頭意見陳述を別表（か）欄に記載の年月日に実施した。

6 審査手続の分離及び併合

本件各審査請求では、別表に記載の本件各処分の他に群馬県知事が行った処分についても併せて同一の審査請求書において審査請求が行われたが、行政不服審

査法第9条第3項により読み替えて適用する同法第39条に基づき、本件各審査請求に係る審理手続の分離及び併合を行った。

7 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和5年8月7日、本件各審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件各請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張要旨

(ア) 別表項番1ないし5に係る審査請求について

怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である職権濫用・威力又は偽計業務妨害及び詐欺の幫助・判例違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。

(イ) 別表項番6及び7に係る審査請求について

原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である職権濫用罪・詐欺罪・偽計及び威力業務妨害罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものであるため。

イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) 別表項番1に係る審査請求について

消費生活課にはこれまでに不存在決定が妥当であるとの裁決が何件も出ている。行政不服審査法第52条に基づいて、裁決の拘束力を発生させるために開示請求を行っている。「しなくてもよい、してはならない」という文書が不存在ということは、しなければならない。棄却であれ、認容であれ、裁決に拘束されるのは処分庁だけ、私は拘束されない。国の法解釈でもそうになっている。棄却ということはそれだけでは済まされない。

処分庁はこれまでに知事が出した裁決を守っていない。あなた方がやっていることは、国の法解釈に従っていない。公文書があるかないかの話だけではない。

(イ) 別表項番 2 に係る審査請求について

処分庁は犯罪行為を行っていると言っているのに誰も捕まらない。
不作為があるのだから該当の公文書があるはずだ。

(ウ) 別表項番 3 に係る審査請求について

人事課職員は、私が苦情を申し立てても所属の判断と述べるばかりで御用聞きにしかない。

(エ) 別表項番 4 に係る審査請求について

刑事訴訟法第 239 条第 2 項をご存じですね。これは戦前からある古い法律だから公務員の旧称である「官吏」「公吏」という言葉が使われている。これによれば、公務員には刑事告発をする義務があるのに告発していない。告発をするつもりなら被害者である私に連絡があるはずなのに連絡がないから分かる。ということは請求した公文書が存在するはずである。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 別表項番 1 に係る審査請求について

ア 開示請求文書の特定について

「消費生活課職員が、職権濫用罪・怠業罪・詐欺の幫助・行政不服審査法違反 52 条違反・県知事名で自らが下した決定に従わない・内規違反・判例違反等の不祥事を起こしてもよい・又は起こさなくてはならない、という内容」が記載されている公文書と認めた。

イ 公文書が存在しない理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条は「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等遵守義務を定めている。

地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法及びその他の法令を遵守すべき立場にあり、実施機関の職員が、職権濫用罪・怠業罪・詐欺の幫助・行政不服審査法違反・県知事名で自らが下した決定に従わない・内規違反・判例違反等の不祥事を起こしてもよい・又は起こさなくてはならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

(2) 別表項番 2 に係る審査請求について

ア 開示請求文書の特定について

「健康福祉課職員が刑事訴訟法第 239 条 2 項を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容」が記載されている公文書と認めた。

イ 公文書が存在しない理由

今回の審査請求に係る開示請求の内容は、健康福祉課職員がその職務を

行うことにより犯罪があると思料するときの対応についての根拠を求めていると思われる。

地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法がある。同法第32条では、職員は法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。

地方公務員である実施機関の職員は、法令等を遵守すべき義務があり、今回の開示請求で求めているような、「健康福祉課職員が刑事訴訟法第239条2項を守らなくてよい・又は守ってはならない」などを認める趣旨の公文書を作成又は取得することはない。したがって、当該請求に係る公文書は、作成又は取得しておらず、保有もしていないため、不存在としたものである。

(3) 別表項番3に係る審査請求について

ア 開示請求文書の特定について

「人事課職員が、一般県民から知事部局職員の苦情・処分・刑事告発を要求されても、その知事部局職員の所属とやりに判断をたらい回しにし、自分たちは御用聞き同然の取次ぎをするだけでよい・又はしなければならない、という内容」が記載されている公文書と認めた。

イ 公文書が存在しない理由

地方公務員法第30条では、地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準が定められている。地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、今回の開示請求で求められているような、服務の根本基準を外れるような行為や信用を失墜するような内容を示す公文書を作成または取得することはない。

(4) 別表項番4に係る審査請求について

ア 開示請求文書の特定について

「総務部人事課職員が刑事訴訟法第239条2項を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容」が記載されている公文書と認めた。

イ 公文書が存在しない理由

地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法があり、同法第32条には法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、今回の開示請求で求めているような、同法に反する行為を示す公文書を作成または取得することはない。

(5) 別表項番5に係る審査請求について

ア 開示請求文書の特定について

「消費生活課職員（嘱託相談員も含む、以下甲という）がWebのでき

ない一般県民に、斡旋するにはスクリーンショットを送れと無茶な要求をしていい・又はしなければならない、及び、甲は一般消費者（以下乙という）から斡旋を求められると、個人情報の目的外使用（甲が最初から斡旋する気がないのにどんな情報も違法・不当なケチをつけるため等）をするために、乙に情報提供を要求してもよい・又はしなければならない、という内容」が記載されている公文書と認めた。

イ 公文書が存在しない理由

地方公務員法第32条は法令等遵守義務を定めており、同法第33条は信用失墜行為の禁止を定めている。

地方公務員である実施機関の職員は地方公務員法及びその他法令を遵守すべき立場にあり、消費生活課職員が一般県民に対して無茶な要求をしていい・又はしなければならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

また、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）第7条第1項は「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」として、目的外での使用のために個人情報を収集することを制限している。

地方公務員である当課の職員は、地方公務員法及びその他の法令を遵守すべき立場にあり、消費生活課職員が、個人情報の目的外使用をするために情報提供を要求してもよい・又はしなければならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

(6) 別表項番6に係る審査請求について

ア 開示請求文書の特定について

「消費生活課課員（嘱託相談員も含む）が、消費者安全法に反してあくまで斡旋をしないために、横領罪・詐欺罪をはたらいでもよい・又ははたらかなくてはならない、及び、前述の犯罪を侵しても、捜査機関に自首しなくてもよい・又はしてはならない、という内容」が記載されている公文書と認めた。

イ 公文書が存在しない理由

消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第1項第2号ロは、「事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を越えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。」として、都道府県の事務としてあっせんを行うこととしている。

地方公務員法第32条は法令等遵守義務を定めており、同法第33条は職員の信用失墜行為の禁止を定めている。

嘱託相談員も含む地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法及

びその他の法令を遵守すべき立場であり、消費生活課職員が、「消費者安全法に反してあくまで斡旋をしないために、横領罪・詐欺罪をはたらいでもよい・又ははたらかなくてはならない、及び、前述の犯罪を侵しても、捜査機関に自首しなくてもよい・又はしてはならない」という法令の趣旨に反し、かつ公務員の信用を失墜させる内容の公文書を作成又は取得することはない。

(7) 別表項番7に係る審査請求について

ア 開示請求文書の特定について

「人事課職員が、知事部局の職員を懲戒・告発しないがために、業務妨害罪・職権濫用罪・怠業罪をはたらいでもよい・又ははたらかなくてはならない、及び、前述の犯罪を侵しても、捜査機関に潔く自首しなくてもよい・又はしてはならない、という内容。」が記載されている公文書と認めた。

イ 公文書が存在しない理由

地方公務員法第32条の規定により、地方公務員には法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が課せられており、同法第33条では地方公務員による信用失墜行為が禁止されている。

すなわち、地方公務員である実施機関の職員には、当然に地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、信用失墜行為は禁止されていることから、今回の開示請求に求められているような同法に反する行為を認める内容の文書を作成又は取得することはない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件各請求に係る公文書の存否について）

(1) 本件各審査請求について

請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法その他の法令の規定に照らし、本件各請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件各請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

(2) 別表項番1に係る審査請求について

ア 別表項番1については、その請求内容から、消費生活課の職員が、職権濫用、怠業、詐欺の幫助、行政不服審査法第52条違反、県知事の決定に従わない、内規違反及び判例違反等の不祥事を起こすことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第32条により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。また、同法第33条の規定により、職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行うことは禁止されている。

ウ 地方公務員である消費生活課の職員は、法令等に従う義務があり、また、信用失墜行為が禁止されている。このような義務に反して、消費生活課の職員が、職権濫用、怠業、詐欺の幫助、行政不服審査法第52条違反、県知事の決定に従わない、内規違反及び判例違反等の不祥事を起こすことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、別表項番1に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番1に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 別表項番2及び4に係る審査請求について

ア 別表項番2については、その請求内容から、健康福祉課の職員が、刑事訴訟法第239条第2項を守らないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 別表項番4については、その請求内容から、人事課の職員が、刑事訴訟法第239条第2項を守らないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

ウ 前記(2)イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第32条により法令等を遵守すべき義務を負う。

また、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により、職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならない義務を負う。

エ 地方公務員である人事課及び健康福祉課の職員は、法令等に従う義務があり、また、公務員として告発する義務がある。このような義務に反して、人事課及び健康福祉課の職員が刑事訴訟法を守らないことを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番2及び4に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

オ したがって、別表項番2及び4に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(4) 別表項番3に係る審査請求について

ア 別表項番3については、その請求内容から、人事課の職員が、県民から職員の苦情を受け、処分や刑事告発を要求された際に、他の所属に判断をたらい回しにすることを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第30条により、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当っては全力を挙げてこれに専念しなければならないサービスの根本基準が定められている。

また、前記(2)イで述べたとおり、同法第33条により信用失墜行為が禁止されている。

ウ 地方公務員である人事課の職員は、サービスの根本基準に従う必要があり、また、信用失墜行為が禁止されている。このような義務に反して、人事課の職員が、県民から職員の苦情を受け、処分や刑事告発を要求された際に、他の所属に判断をたらい回しにすることを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番3に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番3に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(5) 別表項番5に係る審査請求について

ア 別表項番5前段については、その請求内容から、消費生活課の職員が、県民が無茶な要求に応じない限り苦情の処理のためのあっせんを行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

別表項番5後段については、その請求内容から、消費生活課の職員が、県民から苦情の処理のためのあっせんを求められた際に、あっせんを断る粗探しをするために個人情報提供を求めることを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 前記(2)イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第33条により信用失墜行為が禁止されている。

ウ 地方公務員である消費生活課の職員は、信用失墜行為が禁止されている。このような義務に反して、消費生活課の職員が、県民が無茶な要求に応じない限り苦情の処理のためのあっせんを行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

また、県民から苦情の処理のためのあっせんを求められた際に、あっせんを断る粗探しをするために個人情報提供を求めることを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番5に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番5に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(6) 別表項番6に係る審査請求について

ア 別表項番6前段については、その請求内容から、消費生活課の職員が、苦情の処理のためのあっせんをすることを逃れる目的で横領及び詐欺を行うことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

別表項番6後段については、その請求内容から、消費生活課の職員が、犯罪を犯した場合でも捜査機関に自首しないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 消費者安全法第8条第1項第2号ロにより、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを都道府県の事務として行うこととしている。

また、前記(2)イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第32条により法令等を遵守すべき義務を負う。さらに、同法第33条により信用失墜行為が禁止されている。

ウ 地方公務員である消費生活課の職員は、法令等に従う義務があり、また、信用失墜行為が禁止されている。このような義務に反して、消費生活課の職員が、苦情の処理のためのあっせんをすることを逃れる目的で横領及び詐欺を行うことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

また、犯罪を犯した場合でも捜査機関に自首しないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番6に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番6に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(7) 別表項番7に係る審査請求について

ア 別表項番7前段については、その請求内容から、人事課の職員が、職員に対して懲戒や告発することを逃れる目的で業務妨害、職権濫用及び怠業を行うことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

別表項番7後段については、その請求内容から、人事課の職員が、犯罪を犯した場合でも捜査機関に自首しないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 前記(2)イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地

方公務員は、地方公務員法第32条により法令等を遵守すべき義務を負う。また、同法第33条により信用失墜行為が禁止されている。

ウ 地方公務員である人事課の職員は、法令等に従う義務があり、また、信用失墜行為が禁止されている。このような義務に反して、人事課の職員が、職員に対して懲戒や告発することを逃れる目的で業務妨害、職権濫用及び怠業を行うことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

また、犯罪を犯した場合でも捜査機関に自首しないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番7に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番7に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

2 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 8 月 7 日	諮問
令和 5 年 8 月 23 日 (第94回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5 年 11 月 14 日 (第95回 第一部会)	審議
令和 6 年 2 月 16 日	答申

項番	(あ) 開示請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 審査請求年月日	(お) 弁明書送付	(か) 口頭意見陳述
1	令和2年4月9日	消費生活課職員が、職権濫用罪・怠業罪・詐欺の幫助・行政不服審査法違反52条違反・県知事名で自らが下した決定に従わない・内規違反・判例違反等の不祥事を起こしてもよい・又は起こさなくてはならない、という内容	令和2年4月23日	令和2年5月12日	令和2年8月17日	令和4年9月8日
2	令和2年5月25日	健康福祉課職員が刑事訴訟法第239条2項を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容	令和2年5月29日	令和2年7月1日	令和2年9月9日	令和5年3月9日
3	令和2年6月12日	人事課職員が、一般県民から知事部局職員の苦情・処分・刑事告発を要求されても、その知事部局職員の所属とやらに判断をたらい回しにし、自分たちは御用聞き同然の取次ぎをするだけでよい・又はしなければならぬ、という内容	令和2年6月16日	令和2年7月1日	令和2年9月9日	令和4年10月27日
4	令和2年9月2日	総務部人事課職員が刑事訴訟法第239条2項を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容	令和2年9月8日	令和2年9月17日	令和2年11月9日	令和4年10月27日
5	令和3年4月11日	消費生活課職員(囑託相談員も含む、以下甲という)がWebのできない一般県民に、斡旋するにはスクリーンショットを送れと無茶な要求をしていい・又はしなければならぬ、及び、甲は一般消費者(以下乙という)から斡旋を求められると、個人情報の目的外使用(甲が最初から斡旋する気がないのにどんな情報も違法・不当なケチをつけるため等)をするために、乙に情報提供を要求してもよい・又はしなければならぬ、という内容	令和3年4月26日	令和3年6月1日	令和3年8月6日	令和4年9月8日
6	令和3年9月15日	消費生活課職員(囑託相談員も含む)が、消費者安全法に反してあくまで斡旋をしないために、横領罪・詐欺罪をはたらいてもよい・又ははたらかなくてはならない、及び、前述の犯罪を侵しても、捜査機関に自首しなくてもよい・又はしてはならない、という内容	令和3年9月29日	令和3年12月14日	令和4年2月21日	令和4年9月8日
7	令和3年9月15日	人事課職員が、知事部局の職員を懲戒・告発しないがために、業務妨害罪・職権濫用罪・怠業罪をはたらいてもよい・又ははたらかなくてはならない、及び、前述の犯罪を侵しても、捜査機関に潔く自首しなくてもよい・又はしてはならない、という内容。	令和3年9月27日	令和3年12月14日	令和4年2月21日	令和4年10月27日